

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく経済産業大臣の意見（平成29年12月4日）は、次のとおりである。

経済産業省

20170907保第38号

平成29年12月4日



合同会社NWE-09インベストメント

代表社員 日本風力エネルギー株式会社

職務執行者 アダム・ベルンハード・バリーン 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



合同会社NWE-09インベストメント「(仮称)鳥取西部風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成29年9月7日付けをもって送付のあった、(仮称)鳥取西部風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

(別紙)

1. 総論

(1) 方法書以降の適切な環境配慮等

今後の環境影響評価手続等においては、本事業者が適切な環境影響評価及び環境配慮を行うために必要な体制の整備及び強化を行うとともに、業務委託先を含む本事業を実施する者が必要な環境配慮等を確実に実施すること。

また、方法書以降の環境影響評価の検討・実施に当たっては、専門家等からの指導・助言を得るとともに、鳥取県及び南部町、伯耆町、日野町、江府町等の関係機関との協議・調整を十分に行い、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保すること。

(2) 対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、風力発電設備の設置位置や搬入道路等について実現可能な事業計画を検討し、改変を想定していない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理するとともに、工事实施による影響項目についても、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 事業計画の見直し

1. (2) 及び2. (1)、(2)、(6)、(8) により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、そ

の結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、砂防法（明治30年法律29号）に基づき指定された砂防指定地、森林法に基づき指定された保安林、地すべり等防止法（昭和53年法律第30号）に基づく地すべり防止区域、鳥取県が公表する土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）等が存在しており、また、本事業は、これまで国内の陸域では実績の少ない単機出力4,500 kWの比較的大型の風力発電設備を中山間地の尾根沿いに36基程度設置する計画であるが、当該尾根付近には急峻な地形が多く、既設の道路が少ないことから、大規模な造成工事や道路工事に伴う土砂崩落及び河川・沢筋等への土砂又は濁水の流出等による動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂災害及び土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、複数案の比較・検討に基づく既存道路の活用等により土地の改変量を最小限に抑えるなど、動植物の生息・生育環境等への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の河川源流部及び沢筋等のほか、複数の上水道の水源地等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えることで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 水生生物に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、河川源流部や沢筋等が存在していることから、本事業の実施により、土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、可能な限り工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂の流出等を回避した上で出来る限り沢筋等と離隔し、水生生物及びその生態系への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、イヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の飛来地及び渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(7) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法に基づく自然環境調査の第6回・第7回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、森林法に基づき指定された保安林が

存在しており、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により特定植物群落及び自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

(8) 景観に関する影響

事業実施想定区域の周辺は、大山隠岐国立公園に指定されており、本事業の実施により、当該国立公園内の主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観については、関係自治体の意見に加え、専門家や利用者等の意見を踏まえること。

(9) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、奥日野県立自然公園内に位置する人と自然との触れ合いの活動の場である「古峠山」が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影、景観変化等により、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は第 5.2-1 表のとおりである。

第 5.2-1 表(1) 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 方法書以降の適切な環境配慮等 今後の環境影響評価手続等においては、本事業者が適切な環境影響評価及び環境配慮を行うために必要な体制の整備及び強化を行うとともに、業務委託先を含む本事業を実施する者が必要な環境配慮等を確実に実施すること。 また、方法書以降の環境影響評価の検討・実施に当たっては、専門家等からの指導・助言を得るとともに、鳥取県及び南部町、伯耆町、日野町、江府町等の関係機関との協議・調整を十分に行い、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保すること。</p>	<p>今後の環境影響評価手続等においては、当社が適切な環境影響評価及び環境配慮を行うために必要な体制の整備及び強化を行うとともに、業務委託先を含む本事業を実施する者が必要な環境配慮等を確実に実施します。 また、方法書以降の環境影響評価の検討・実施に当たっては、専門家等からの指導・助言を得るとともに、関係機関との協議・調整を十分に行い、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保します。</p>
<p>(2) 対象事業実施区域の設定等 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、風力発電設備の設置位置や搬入道路等について実現可能な事業計画を検討し、変更を想定していない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理するとともに、工事実施による影響項目についても、適切な調査、予測及び評価を実施すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、風力発電設備の設置位置や搬入道路等について実現可能な事業計画を検討し、変更を想定していない範囲を可能な限り除外します。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理するとともに、工事実施による影響項目についても、適切な調査、予測及び評価を実施します。</p>
<p>(3) 事業計画の見直し 1. (2) 及び 2. (1)、(2)、(6)、(8) により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>本事業の実施による環境への影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行います。</p>
<p>(4) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにします。</p>

第 5.2-1 表(2) 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>2. 各論</p> <p>(1) 騒音等に係る環境影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減します。</p>
<p>(2) 風車の影に係る環境影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減します。</p>
<p>(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、砂防法（明治 30 年法律 29 号）に基づき指定された砂防指定地、森林法に基づき指定された保安林、地すべり等防止法（昭和 53 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域、鳥取県が公表する土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）等が存在しており、また、本事業は、これまで国内の陸域では実績の少ない単機出力 4,500kW の比較的大型の風力発電設備を中山間地の尾根沿いに 36 基程度設置する計画であるが、当該尾根付近には急峻な地形が多く、既設の道路が少ないことから、大規模な造成工事や道路工事に伴う土砂崩落及び河川・沢筋等への土砂又は濁水の流出等による動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂災害及び土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、複数案の比較・検討に基づく既存道路の活用等により土地の改変量を最小限に抑えるなど、動植物の生息・生育環境等への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂崩落及び土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、既存道路の活用等により土地の改変量を最小限に抑えるなど、動植物の生息・生育環境等への影響を回避又は極力低減いたします。</p>

第 5.2-1 表(3) 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>(4) 水環境に対する影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、複数の河川源流部及び沢筋等のほか、複数の上水道の水源地等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えることで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により、土砂や濁水の流出等を最小限に抑えるとともに、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地形等の現地の状況を踏まえた上で河川等から距離を確保すること、仮設沈砂池等の設置による濁水対策により、水環境への影響を回避又は極力低減します。</p>
<p>(5) 水生生物に対する影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、河川源流部や沢筋等が存在していることから、本事業の実施により、土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、可能な限り工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂の流出等を回避した上で出来る限り沢筋等と離隔し、水生生物及びその生態系への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離を確保するとともに、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えること等により、重要な水生生物に対する影響を回避又は極力低減いたします。</p> <p>また、水環境及び重要な水生生物の調査、予測及び評価に際しては、専門家等からの指導・助言を踏まえて適切に実施いたします。</p>
<p>(6) 鳥類に対する影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺では、イヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の飛来地及び渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減いたします。</p>
<p>(7) 植物及び生態系に対する影響</p> <p>事業実施想定区域には、自然環境保全法に基づく自然環境調査の第6回・第7回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、森林法に基づき指定された保安林が存在しており、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により特定植物群落及び自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減いたします。</p>

第 5.2-1 表(4) 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>(8) 景観に関する影響</p> <p>事業実施想定区域の周辺は、大山隠岐国立公園に指定されており、本事業の実施により、当該国立公園内の主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観については、関係自治体の意見に加え、専門家や利用者等の意見を踏まえること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減します。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観については、関係自治体の意見に加え、専門家や利用者等の意見を踏まえます。</p>
<p>(9) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響</p> <p>事業実施想定区域には、奥日野県立自然公園内に位置する人と自然との触れ合いの活動の場である「古峠山」が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影、景観変化等により、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「古峠山」の利用の状況に関する調査を踏まえて環境影響の予測及び影響を評価し、影響を回避又は極力低減するよう努めます。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえます。</p>